

令和7年度愛媛県インフルエンザワクチン等需給調整体制について

1 愛媛県内のインフルエンザワクチン（「フルミスト点鼻液」除く。以下同じ。）及び抗インフルエンザウイルス薬（以下「ワクチン等」という。）在庫調査・調整体制の確立

- （１）県は、関係者の協力を得て、県内のワクチン等の供給に係る情報収集・提供を行う。
- （２）県は、関係者からなる「愛媛県インフルエンザワクチン等需給調整連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置し、必要に応じワクチン等の安定供給対策等を協議する。
- （３）本体制に係る県への報告先は、事務局の保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

2 在庫調査

（１）卸売業者の調査

- ・卸売業者は、10月から3月まで、毎月15日及び月末に別紙1及び別紙2により調査を行い、県医薬品卸業協会を通じて県に報告する。但し、アイワク産業(株)及び松山薬品工業(株)は直接県に速やかに報告する。なお、流行状況等により、県が報告期日を別に定めた場合は、それに従い報告する。

（２）医療機関・薬局の在庫調査

- ・県は医療機関等におけるワクチン等の在庫量を把握する必要がある際には、卸売業者を通じ、一般社団法人愛媛県医師会（以下「県医師会」という。）及び一般社団法人愛媛県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の協力のもと、ワクチン等納入医療機関等を対象に、在庫状況を調査する。（以下「結果」という。）（調査様式は別紙3）
- ・調査結果は、愛媛県医薬品卸業協会を通じて県に報告する。但し、アイワク産業(株)及び松山薬品工業(株)は直接県に報告する。
- ・県は、結果を集計し、必要に応じて県医師会・県薬剤師会・市町等関係者へ情報提供し、接種希望者等への情報提供に活用する。

3 ワクチン等不足時の対応

（１）県内の在庫融通

- ・医療機関等は、卸売業者からワクチン等が入手できなくなった場合、所属する郡市医師会又は県薬剤師会に連絡する。
- ・郡市医師会は、必要数量をまとめ県医師会に連絡する。
- ・県医師会及び県薬剤師会は、不足数量等を県に連絡する。
- ・県は、県医師会、県薬剤師会及び卸売業者の協力の下、各医療機関等に対し、別紙4により在庫状況等の緊急調査を実施する。
- ・県は、緊急調査結果を踏まえ、県医師会、県薬剤師会、卸売業者等関係者と協議の上、県内でのワクチン等の融通を図る。

（２）県内で融通不可能となった場合の対応

- ・県内でワクチン等の融通が困難となり、追加ワクチン等が必要と認められた場合、県は厚

生労働省と協議し、必要量のワクチン等の確保に努める。

- ・緊急に融通されたワクチン等については、連絡会等において協議の上、適正な配分を行う。

(3) 住民への対応

- ・緊急の調査結果に基づき、県、市町、県医師会、県薬剤師会等関係者は、住民の相談に対応する。

4 各関係機関の役割

(1) 県

- ①県医師会及び県薬剤師会等関係機関からの情報収集を行う。
- ②定期在庫調査結果のとりまとめ及び関係機関への情報提供を行う。
- ③緊急時在庫調査結果のとりまとめ及び関係機関への情報提供を行う。
- ④融通対策在庫の受け入れ等、国との連絡調整を行う。

(2) 市町

- ①ワクチン接種可能医療機関の確保等体制整備に努める。
- ②ワクチン等の安定供給対策等へ協力する。

(3) 県医師会及び県薬剤師会

- ①在庫調査等への協力
- ②インフルエンザワクチンの予約、注文を行う際には、原則として当該医療機関の一昨年の使用実績を上回らないようにする。
- ③追加注文する際には、初回注文により納入された在庫を確認した上で、必要量の注文を随時行う。
- ④抗インフルエンザウイルス薬の注文に際しては、過去の使用実績や現在の流行状況等を踏まえた注文量となるよう配慮する。
- ⑤ワクチン接種や診療に支障をきたす場合を除き、分割納入に協力する。
- ⑥返品について、その改善に努める。
- ⑦インフルエンザワクチンの品質確保のため、貯蔵方法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。）を遵守する。
- ⑧接種希望者の予約を受ける際には、他の医療機関等で予約していないことを確認するとともに、接種希望時期を明確にしてもらうよう努める。

(4) 卸売業者（愛媛県医薬品卸業協会）

- ①昨年度の納入実績の報告
別紙5により愛媛県医薬品卸業協会を通じて県に報告する。但し、アイワク産業(株)及び松山薬品工業(株)は直接県に報告する。
- ②インフルエンザワクチンの予約、注文を受ける際には、原則として当該医療機関の一昨年の使用実績を上回らないようにする。
- ③追加注文を受ける際には、初回注文により納入された医療機関等の在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起こらないように配慮する。

- ④医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の注文を受ける際は、過去の使用実績や現在の流行状況等を踏まえて配慮するとともに、前回注文により納入された在庫を確認し、必要量の供給を行うことにより、偏在が起らないよう配慮すること。
- ⑤ワクチン接種や診療に支障をきたす場合を除き、分割納入する。
- ⑥返品について、その改善に努める。
- ⑦医療機関等からワクチン等を引取る際に、品質が確保されていることを確認する。

項 目		数 量（※）
① 予約数		
② 出荷済数（返品数を除く）		
	ア（うち予約分）	
	イ（うち予約外）	
③ 予約未納数 （①－②ア）		
④ 返品	医療機関からの返品数	
	返品医療機関数	
	メーカーへの返品数	
⑤ 在庫数（返品受入数を含む）		
	うち予約分	
	うち予約外	
⑥ メーカーからの入荷見込数		
	月 日	
	月 日	
	月 日	
⑦ 廃棄数		
⑧ 小計 （⑤＋⑥）		
⑨ 卸売業者としての過不足数（⑧－③）		

※ インフルエンザワクチンについては1 mLバイアルに換算した本数を記入すること。

会社名	
担当者名	
連絡先（TEL）	

別紙 2

インフルエンザワクチン等在庫調査票（卸売業者）

（インフルエンザワクチン以外用）

（ 月 日現在）

（品名： ）

項 目		数 量（※）
① 予約数		
② 出荷済数（返品数を除く）		
	ア（うち予約分）	
	イ（うち予約外）	
③ 予約未納数（①－②ア）		
④ 返品	医療機関からの返品数	
	返品医療機関数	
	メーカーへの返品数	
⑤ 在庫数（返品受入数を含む）		
	うち予約分	
	うち予約外	
⑥ メーカーからの入荷数		
⑦ 廃棄数		
⑧ 小計（⑤＋⑥）		
⑨ 卸売業者としての過不足数（⑧－③）		

※ 報告は全て、調査対象期間の数量を報告すること。（前調査対象期間の数量は加算しない。）

会社名	
担当者名	
連絡先（TEL）	

別紙 5

昨年度の納入実績
(令和6年4月～令和7年3月)

(品名 :)

卸売業者名	昨年度納入数	うち昨年度返品数

※ インフルエンザワクチンについては1mLバイアルに換算した本数を記入すること。

会社名	
記入者名	
連絡先 (TEL)	

別紙 3

インフルエンザワクチン等在庫状況調査票（医療機関等）

（品名：

）（ 月 日現在）

医療機関名	予約数 (A)	納入月日			納入数 (B)	在庫数 (医療機関等) (C)	予約残数(卸) (D) = (A)－(B)	確保数 (医療機関等) (C)+(D)
		1 回目	2 回目	3 回目				

（備考）インフルエンザワクチンについては1mLバイアルに換算した本数を記入すること。

別紙3

インフルエンザワクチン等在庫状況調査票（医療機関等）（記入例）（品名：インフルエンザワクチン）（10月15日現在）

医療機関名	予約数 (A)	納入月日			納入本数 (B)	在庫本数 (医療機関等) (C)	予約残数(卸) (D) = (A) - (B)	確保本数 (医療機関等) (C) + (D)
		1回目	2回目	3回目				
えひめ病院	100	9/21(30本)	10/12(30本)		60	25	40	65
松山医院	50	9/25(15)			15	5	35	40

（備考）インフルエンザワクチンについては1mLバイアルに換算した本数を記入すること。

) (月 日現在)

[illegible]

(備考) インフルエンザワクチンについては1 mLバイアルに換算した本数を記入すること